チラシおもて

テナント区域まで維持管理できていますか？！

テナントの自主管理状況についても把握し、建物の統一的な維持管理に努めてください。

例えば

テナント区域のグリストラップや排水管の清掃ができていない場合、排水管が詰まり、建物全体へ影響する恐れがあります。

テナント区域の清掃や防除ができていない場合、ねずみ・害虫等が他のテナントまで広がる恐れがあります。

テナント独自で業者と契約しているなど、テナント区域の維持管理の把握が難しい場合があります。

維持管理が改善されると、長期的な施設価値の維持、向上が期待できます。

定期的な維持管理により、設備の劣化、故障を未然に防止することで、建物の寿命をのばし、費用対効果が期待できます。

各テナント区域での適切な維持管理により、テナントの信頼度や、建物の印象向上が期待できます。

管理技術者は、所有者等と情報を共有し、建物全体を把握、監督します。

利用者が快適に建物を利用することができます。

チラシうら

テナント側で実施することが多い建築物環境衛生管理基準

排水

排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより、汚水等の漏出等が生じないように、設備の補修及び掃除を行ってください。

排水設備の清掃を、６カ月以内ごとに１回実施してください。

清掃

掃除を行い、廃棄物を処理してください。

日常行うもののほか統一的に行う大掃除を、６カ月以内ごとに１回実施してください。

ねずみ等の防除

ねずみ等の発生や侵入の防止、駆除を行ってください。

ねずみ等とは、ねずみ、昆虫その他の人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物です。

ねずみ等の発生場所、生息場所、侵入経路、被害状況について、６カ月以内ごとに１回統一的に調査を実施してください。

統一的な調査結果に基づくねずみ等の発生を防止するために必要な措置について、その都度実施してください。